

戦争が駆け足でやって来る！ (その3)

嘘とゴマカシで若者を戦場に送るのか！

5月26日から国会において安全保障関連法案の審議が開始された。しかし安倍首相は「危険な場所にはいかない。戦闘行為が行われた場合には退避する」などと、ことさら「安全」を強調し「自衛隊員のリスクを今までと変わらない」と答弁している。

集团的自衛権で米軍の後方支援をすれば、当然のように後方も攻撃対象となる。ましてや敵が一発でも撃ってくれば、そこは戦場となる。」さらに「敵は世界最強の米軍とは正面からは戦わず、軽武装している日本の自衛隊など、実践経験のないところをたたく。」(元自衛官の話…東京新聞より)

まさに政府は、ことさら「安全」を強調し嘘とゴマカシで若者を戦場に送ろうとしている。本来なら憲法9条「戦争放棄」の改正を国民に問い、それから海外派兵を議論すべきである。しかし安倍首相は国民主権を無視して、米国とはすでに集团的自衛権行使を約束し「法案も夏までには成立させる」と米議会で演説している。彼の頭のなかには「国民も国会もない」。

「国家総動員法」…新幹線で武装兵の軍事輸送も責務！

ところで戦場に送られるのは自衛隊員だけではない。武力攻撃事態法のなかに「他国の戦争であっても時の政権が日本存立の危機であると判断した場合には、港湾、飛行場、道路、海域・空域、電波について自衛隊と米軍など他国の軍隊の利用が優先される。」とある。さらに自衛隊や他国軍への協力が義務付けられるのは、中央官庁や都道府県庁、市町村役場だけでない。協力が責務とされる指定公共機関として日銀、日本赤十字、NHK、民法、通信、電気、ガス、商船、航空、JR、私鉄、バスなど152社・機関が「必要な協力をするように努める」とされている。つまり新幹線で武装した自衛隊員や米軍兵士を軍事輸送することも想定される。

まさにかつての「国家総動員法」のような内容が安全保障法制のなかに明記されている。戦争行為は兵隊だけでなく、全国民が戦時態勢のなかに巻き込まれる。それは歴史が証明している。